

ベトナムにおける 個人に関する外貨管理

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

No. 8



1. 中国

① 銀行口座

非居住者の銀行口座開設・管理は、2017年に規制強化が実施（国家税務総局・財政部等2017年第14号）。現在では、中国での居留許可を有する外国人しか、銀行口座が開設できない。

② 換金

1) 外貨から人民元

外貨から人民元への換金は、年間US\$5万の総量枠があり、銀行で身分証明書（パスポート）を提示すれば換金が可能。

2) 人民元から外貨への換金

中国公民の場合は、年間US\$5万の総量枠があるが、外国人はない。
但し、個人所得税申告所得の範囲内で、外貨への換金、外国への送金は可能。

③ 携帯制限

中国出入国時に、特定の手続が要求されない携帯金額は以下の通り。

- 人民元：入出国ともに携帯金額は2万元以内（人民銀行公告[2004]第18号）。
- 外貨：入国時の外貨現金携帯額はUS\$ 5千相当以内（匯発[2020]14号）。

2. ベトナム

① 銀行口座

居住者、非居住者ともに口座開設は可能。

居住者が口座を開設する場合、パスポート、ビザ(若しくはレジデントカード)は必須。

場合によっては、労働契約書、労働許可書、給与明細の提示が必要。

非居住者が口座を開設する場合は、パスポート、ビザの提示が必要。

⇒ 日本国籍者等にはベトナムの滞在期間が45日以内であればビザが免除されているため、ビザの代わりに入国スタンプが確認される。

② 換金

1) 外貨からベトナムドン

外貨からベトナムドンへの換金は、銀行で身分証明書（パスポート）を提示すれば換金可能。

2) ベトナムドンから外貨への換金

外国人の場合は、個人所得税申告所得の範囲内で、外貨への換金、外国への送金が可能。

携帯制限範囲内での換金も可能。

③ 携帯制限

ベトナム出入国時に、特定の手続が要求されない携帯金額は以下の通り。

- ベトナムドン：出入国時のベトナムドン現金携帯額は、1千5百万ドン以内。
- 外貨：中央銀行通達・第15/2011/TT-NHNN号・第2条により、
出入国時の外貨現金携帯額はUS\$ 5千相当以内に制限（超過する場合は、税関申告）。

ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED
(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : infovn@mizuno-ch.com (担当・水嶋)
Tel:(852)2522-0078



● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

<サービス内容>

① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

<料金>

ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金 月額USD250

中国コンサルティング既存会員様向け特別料金 月額USD150

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。

会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、

ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。

事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他